議　　第　２６１　号

令和 ７ 年１１月２８日提出

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成１９年条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表１の表に次のように加える。

９４	熊本市地下水保全条例見直し委員会	熊本市地下水保全条例（平成１９年条例第９０号）の見直しについて、必要な事項を協議する。
９５	熊本市有機フッ素化合物対策検討委員会	地下水及び公共用水域における有機フッ素化合物に係る調査及び対策に必要な技術的事項を審議する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表１の表に次のように加える改正規定（９５の項に係る部分に限る。）は、令和８年２月１日から施行する。

（提出理由）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づく附属機関を設置するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。